

## 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

平成28年度は川崎市社会福祉事業団が事業を開始して30周年の節目の年となった。事業団では30周年記念誌を発行し、利用者、ご家族をはじめとする関係者にこれまでの感謝と今後のさらなる発展についての決意をお伝えしたところである。

法人にとって節目の年であると同時に、社会福祉法人制度をめぐって大きく動きのある年でもあった。平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部改正する法律」（以下「社会福祉法改正」という）は、一部は平成28年度から施行されたが、本格施行は平成29年度からとなる。それに対応するため、平成28年度は様々な準備を行ってきた。

また、平成28年11月に川崎市が突然明らかにしてきた「高齢者・障害児者福祉施設再編整備に関する検討状況について（中間報告）」は、その後各法人に対して説明は行われたが、十分な議論もなく平成29年1月になって「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針（案）」として示され、パブリックコメントを経て3月末には基本方針として策定された。この基本方針は指定管理施設を多く運営する当事業団の経営に大きく関わることであることから、市の関係部局と数回の協議を行ってきたが大きな進展はなかった。市は平成30年3月の第1次実施計画策定まで引き続き運営法人との協議を重ねるとしているので、平成29年度も引き続き協議を行い法人経営に支障が出ないような計画への変更を求めて行きたい。

経営面では、特に高齢者施設での稼働率の低下による収支面での悪化が年度途中から確認された。この要因として共通しているのは通所介護の稼働率、及び一部特養では入所においても退所や入院等が原因であり、対応策を各施設で検討したが回復させるまでには至らなかった。また、年々厳しさを増す福祉人材確保についても様々な対応を講じたが必要な人員を確保することができなかった。

上記のように社会福祉法人を取り巻く状況は厳しいものであり、その対応には今までより一層法人全職員が同じ方向を向いて対応していく必要がある。

平成28年4月には熊本地震という大震災が発生し多くの犠牲者、被災者を発生させることになった。この震災に対して当事業団は義援金、支援物資、人的派遣について対応通知を各施設に発出し、これに基づき熊本県社会福祉事業団が運営する障害者施設に2名の職員を派遣し事業団間の協力ができたこと、法人及び職員有志からの義援金を加盟団体を通して送付したことで、微力ながら復興への支援に貢献できた。

## 重点課題の達成状況

### 1、社会福祉法改正への対応

平成28年3月31日に公布された社会福祉法改正に対応するため、厚生労働省が発した通知等をもとに、定款の改正と定款細則の制定、評議員選任解任委員会の設置と開催、平成29年度からの評議員の選任、会計監査人の候補の選定、役員報酬規程の制定、社会福祉充実残額の試算、関係諸規程の改正を平成28年度内に行った。

### 2、地域貢献の明確化とアピール

社会福祉法人の地域社会に貢献するあり方が問われる中、当事業団はこれまでも実施してきた地域貢献について、まず事業計画や事業報告の中に明文化することで積極的にアピールした。各施設でも地域のニーズに応じた各種取り組みを継続していく中で、地域住民が集えるカフェの立ち上げや、保育園が行う地域子育て支援の開催に南部地域療育センターの専門職も交えて相談する場を設定するなど、新しい取り組みも実施した。

### 3、新・中長期計画と新・人事考課の周知と実施

平成27年度に検討・作成した、新・中長期計画については職員全員に冊子を配布し、平成28年4月の施設長会で施設長に対して説明を行い、各施設では施設長からの説明を行った。各施設での事業計画策定や事業実施についても中長期計画を反映した取り組みとなっている。同じく平成27年度に改訂した新・人事考課についても職員全員にあたらしい人事考課ガイドブックを配布し、4月には施設長に対して人事考課を見直した経緯と内容について研修を実施し、各施設ではその内容をもとに施設職員に対して研修を行った。また、実際に考課を行う前の12月に考課者となる係長以上の職員に対して考課者研修を行ったうえで新しい人事考課を実施した。初回の考課結果の集計と分析を行い、必要があれば修正や考課者研修の追加実施を検討していく。

### 4、利用者権利擁護の推進

平成28年度は残念ながら法人内障害者施設で2件の虐待事案が発生し、対象職員へは規定に基づいた処分を行った。これを受け障害者施設については全施設において現状分析と課題抽出、及び課題解決に向けた取り組み等権利擁護推進に向けた集中的な取り組みを行い、再発防止策を強化した。

また、平成28年7月に発生した「津久井やまゆり園」での痛ましい殺傷事件を契機として、必要な施設においては、国や市が発出した福祉施設の安全強化のための補助金も利用して防犯設備の新設や増設を行ったこと、入所施設における夜勤職員間の連絡体制強化や休日の警備員配置を行ったことにより、施設利用者の安全確保対策を增強することができた。

## 5、人材の確保と育成

福祉人材の確保が全ての職種で厳しくなっており、平成28年度は前年度と比較してもさらに厳しい様相を呈した。他産業で賃金が上昇している事や全産業で労働力が減少していることを背景に、福祉を学んだ学生が福祉の現場へ就職しなかったり、公務員試験の難関度が以前と比較して下がってきたことにより公務員へ流れるなど社会福祉法人は全般的に同様の厳しい状況といえる。

当事業団としても採用活動については、これまで行ってきた求人サイトの活用や学校や社協が主催する合同説明会への参加、法人説明会の実施等に加えて、採用試験受験資格の見直し、受験者が受験しやすいように試験回数の増、市が主催する保育士確保対策への協力、資格手当の創設や市が実施する「川崎市保育士宿舍借上げ支援事業」の活用とそれらのアピール等様々な対策を行ってきた。この結果平成29年度に向けて計27名（うち2名は高齢雇用）の採用をすることができたが、予定人員を確保することはできなかった。

契約職員の確保についても依然として厳しい状況が続いていることから求人専用のサイトを法人ホームページと連動させるなど新たな対応を行い、一定の効果は得られたものの、十分な確保を行うことができず、派遣会社の活用を行っても必要数を埋めることができない施設もあった。

人材の育成については、研修制度と目標管理制度を育成の二本柱として継続して取り組んだ。研修においては、受講者に対して新しい職務基準に基づいた研修であることを意識させ、何のための研修であるかという目的意識を持って受講できる工夫をした。2月には定例の法人研究発表会を南部地域療育センターと同敷地内にある川崎市立高校のホールを借りて開催し、多くの職員が参加できる環境にも恵まれた。さらに発表内容やプレゼン手法についても好評価をコメンテータより頂く事ができ、各施設での改善の取り組みと職員育成成果確認の機会となっている。

## 6、新規事業への取り組み

平成28年度末に小田中保育園・小田中乳児保育園の民設民営化後設置運営法人として選定され、平成28年度当初から古くなった園舎の立て替えについて検討を始め、仮設園舎設置の代替地確保について市の協力も得ながら対応することにした。候補としていた近隣小学校の協力は得ることができず、市も他の候補地を提示してきたが、利用できるのが平成31年度からという条件であった。早い時期の着工を目指して別の代替地について交渉も行ったが成立せず、平成28年度内に代替地を確保することができなかった。また、保育園を運営しながら現地で建て替えを行う方法も同時に検討していたが、市の補正予算との関連もあり平成29年度の着工は難しいと判断した。

今後保護者の意見も参考にして、着工の方法と時期について29年度中に検討する。

## 7、障害者雇用の推進

平成28年6月1日現在での障害者雇用状況では法定雇用率を超える2.36%の報告を出すことができた。これは前年度を0.15%上回るものである。今後も継続

して法定雇用率が達成できるよう受け皿の整備、障害者個々の状況に合わせた対応をしていく。

#### 8、災害対策の継続検討

平成28年度は法人全体のBCP（事業継続計画）についての考え方と各施設のBCPや防災対策に関する要綱等との関連を調査したが、障害・高齢施設では防災計画にとどまっている施設もあることが判明した。

この結果を受け、平成29年度は最低限必要な共通事項を含んだ各施設や事務局のBCP策定、及びそれらを総体的にまとめた法人BCPの完成を目標とする。

#### 9、新しい会計基準安定運用と会計監査への準備

社会福祉法改正に伴い、厚労省より「『社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて』の一部改正について」が発出され財産目録の変更については平成28年度決算から、その他については平成29年度より適用されることになった。これに対応するために、経理規程及び経理規程細則の改定、システム改修等の準備を行った。

また、社会福祉法改正に伴い当事業団は会計監査の導入が必須となるため、会計監査人候補の選定、選定された候補者による予備調査の実施とその報告を受けるとともに、年度末にはその内容と対応策について施設長と事務職員に対して研修会を行い、平成29年度からの法定監査に対する準備を行った。